

国民健康保険税納税通知書の見方(参考)

年度 国民健康保険税 納税通知書

[illegible][illegible][illegible]

国民健康保険税個人明細書

通知番号

被保険者氏名	区分	※ 所得割入金 ① 標準所得割 ② 超過所得割入金 (円)												所得割 (円)	均等割 (円)	半額割 (円)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
氏名																
住所																
年齢																
性別																
所得																
所得割																
均等割																
半額割																

被保険者ごとの所得割額、均等割額が記載されています。

被保険者の氏名と、その被保険者の加入月(月末日に資格がある月)が表示されています。

「医療分・支援金分・子ども分」は被保険者全員が対象となりますが、「介護分」は40歳以上65歳未満の方が対象となります。

※18歳未満の被保険者に係る子ども分の均等割は全額軽減されます。

口座振替納税通知書（陽曆）

口座振替の登録がある方のみ同封されています。

氏名

● 振替口座

金融機関名		
口座種別		口座番号
名義人		

● 口座振替日及び保険料額

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
保険額	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
	円	円	円	円

振替用の口座を登録されている場合は、
こちらに金融機関名、口座振替日、金額
等が記載されています。

納期	第 9 期	第 11 期	第 12 期
	円	円	円

※ 必ずご確認ください。

国民健康保険税の税率等については、令和8年5月号の広報しんしろ「ほのか」に掲載しているほか、市ホームページでもご覧になることができます(下記QRコードからアクセスできます。)



※広報しんしろ「ほのか」令和8年5月号抜粋

国民健康保険税(国保)の内訳

従来の基礎課税額（医療分）・後期高齢者支援金等課税額（支援分）・介護納付金課税額（介護分）の3つに、令和8年度から子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）が加わり4つで構成されます。

医療分▶病気やけがをした時の医療費の財源

支 援 分▶後期高齢者医療制度を支えるための財源

介護分▶介護保険制度を支えるための財源
(40～64歳までの方のみ)

子ども分 ▶ こどもや子育て世帯を社会全体で支えるための財源

子ども・子育て支援金制度とは

全ての世代や企業から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、皆さんが加入する医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険など）の保険料（税）とあわせて負担していただきます。

この支援金は、児童手当の拡充、育児時短就業
給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のた
めの支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも
通園制度の6つの事業に使われます。

令和8年度税率

医療分・支援分・介護分は、所得割・均等割・平等割の3つで算定されます。子ども分は18歳以上均等割を加えた4つで算定されます。

所得割▶前年の所得に応じて計算

均等割▶世帯の国保加入者数に応じた金額

平等割▶1世帯あたりの金額

18歳以上均等割▶18歳未満の被保険者は均等割を全額軽減します。その軽減に要する費用を、18歳以上の被保険者に負担していただきます。

令和8年度の税率(前年比)

	医療分	支援分	介護分	子ども分
所得割率	7.4% (+0.6)	2.6% (+0.1)	2.3% (+0.1)	0.29%
均等割額 (1人あたり)	29,800円 (+4,000)	10,600円 (+1,200)	12,000円 (+2000)	1,300円
18歳以上 均等割額 (1人あたり)	—	—	—	30円
平等割額 (世帯あたり)	19,900円 (+500)	7,100円	5,800円 (+500)	800円